

平成 26 年 2 月 27 日

**証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について**

本所は、平成 25 年金融商品取引法の改正を踏まえた「定款」等の一部改正を行います。

概要は次のとおりです。

「平成 25 年金融商品取引法の改正を踏まえた「定款」等の一部改正について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 26 年 3 月 11 日（火）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 26 年 3 月 11 日（火）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 26 年 3 月 11 日（火）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

平成25年金融商品取引法の改正を踏まえた定款等の一部改正について

平成26年 2月27日

証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号。以下「改正法」といいます。）において会社関係者による情報伝達・取引推奨行為に対する規制が導入されることとなりました。これを踏まえ、会員及び上場会社に情報管理体制の整備を求めることとします。併せて、上場申請書類等の簡素化を行うとともに、その他所要の改正を行います。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 金融商品取引法の改正を踏まえた対応 内部者取引等の未然防止に向けた体制整備	<ul style="list-style-type: none">・ 会員は、法人関係情報に係る不公正な取引の防止を図るため必要かつ適切な管理体制を整備するものとします。・ 上場会社は、上場会社の役職員による未公表の重要事実等の情報伝達行為等を未然防止する体制の整備に努めるものとします。	<ul style="list-style-type: none">・ 企業行動規範に関する規則第3章の「望まれる事項」として規定します。・ 未公表の重要事実等の情報伝達行為等とは、改正法第167条の2第1項及び第2項に規定される行為を指します。

項 目	内 容	備 考
2. 上場申請書類等の一部簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 新規上場申請者が上場申請から上場日までに提出することとしていた従来の書類を見直し、その一部の提出を要しないこととします。 	「上場申請のための四半期報告書」（本則市場への新規上場申請者における最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係るものに限り、電子開示手続により提出された有価証券届出書等について、提出を要しないこととします。
3. その他 取引所への報告事項の追加	<ul style="list-style-type: none"> 会員は、行政官庁、金融商品取引業協会等の処分により改善策等を報告した場合には、その内容を取引所に報告するものとします。 	

Ⅲ. 施行日（予定）

- 平成26年4月1日から施行します。

以 上